

議案第 5 号

沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則について

沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則を別紙のとおり定める。

平成 18 年 3 月 15 日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 民間事業者等が、沖縄県教育委員会の所管する条例等に規定する保存等を、電磁的記録により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年沖縄県条例第 号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定により、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式での使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

3 民間事業者等が、第1項の規定により、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 電磁的記録に記録された事項について滅失又はき損を防止するための措置
- (2) 電磁的記録に記録された事項について改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができるための措置

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存

条 例 等	規 定
沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和47年教育委員会規則第21号）	第12条（第5号及び第7号を除く。）
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和63年教育委員会規則第1号）	第13条（第5号及び第7号を除く。）

別表第2（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存のうち第4条第3項各号に掲げる措置が必要なもの

条 例 等	規 定

沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立 及び監督に関する規則（昭和47年教育委員会規則第21号）	第12条第5号
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可 及び監督に関する規則（昭和63年教育委員会規則第1号）	第13条第5号

概要説明

教育庁総務課

1 制定の経緯及び必要性

- (1) 平成17年4月に「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「電子文書法」という。）」が施行された。これまで民間事業者が行う資料の保存方法として書面のみの保存が認められてきたが、この法令の規定によりパソコンやスキャナを使用する方法等（以下「電磁的方法」という。）によって行うことも可能となった。
- (2) 電子文書法第7条の規定で、地方公共団体は電磁的方法による情報処理の促進を図ることとされている。この規定により、知事部局において『沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「電子文書条例」という。）』を制定中で、施行に関し規則への委任規定を設けている。
- (3) 教育委員会においても規則で電子保存が可能な書面等を指定することで、所管の条例等により民間事業者が保存する義務があると規定されている書面について電磁的記録による保存・作成を行うことが出来るようになる。（別添参照）

2 案の概要

- (1) 規則を制定する目的を定める。（第1条関係）
- (2) 規則において用いる用語の意義を定める。（第2条関係）
- (3) 民間事業者等が、条例等の規定により書面を保存する事としている場合について、規則で定めるところにより、当該書面に係る電磁的記録の保存をすることが出来る旨を定める。（第3条関係）
- (4) 保存の電子化の意義が失われることのないように、電磁的記録による保存の対象となる書面について、規則で定めるところにより、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により作成することが出来る旨を定める。（第4条関係）
- (5) 施行期日 平成18年4月1日

3 添付資料

- (1) 書面の保存に代えて電磁的記録の保存等を行う際の具体的及び技術的方法の内容について
- (2) 電子文書条例のポイント及び電子文書条例（案）
- (3) 電子文書知事規則（案）
- (4) 電子文書法

(別添)

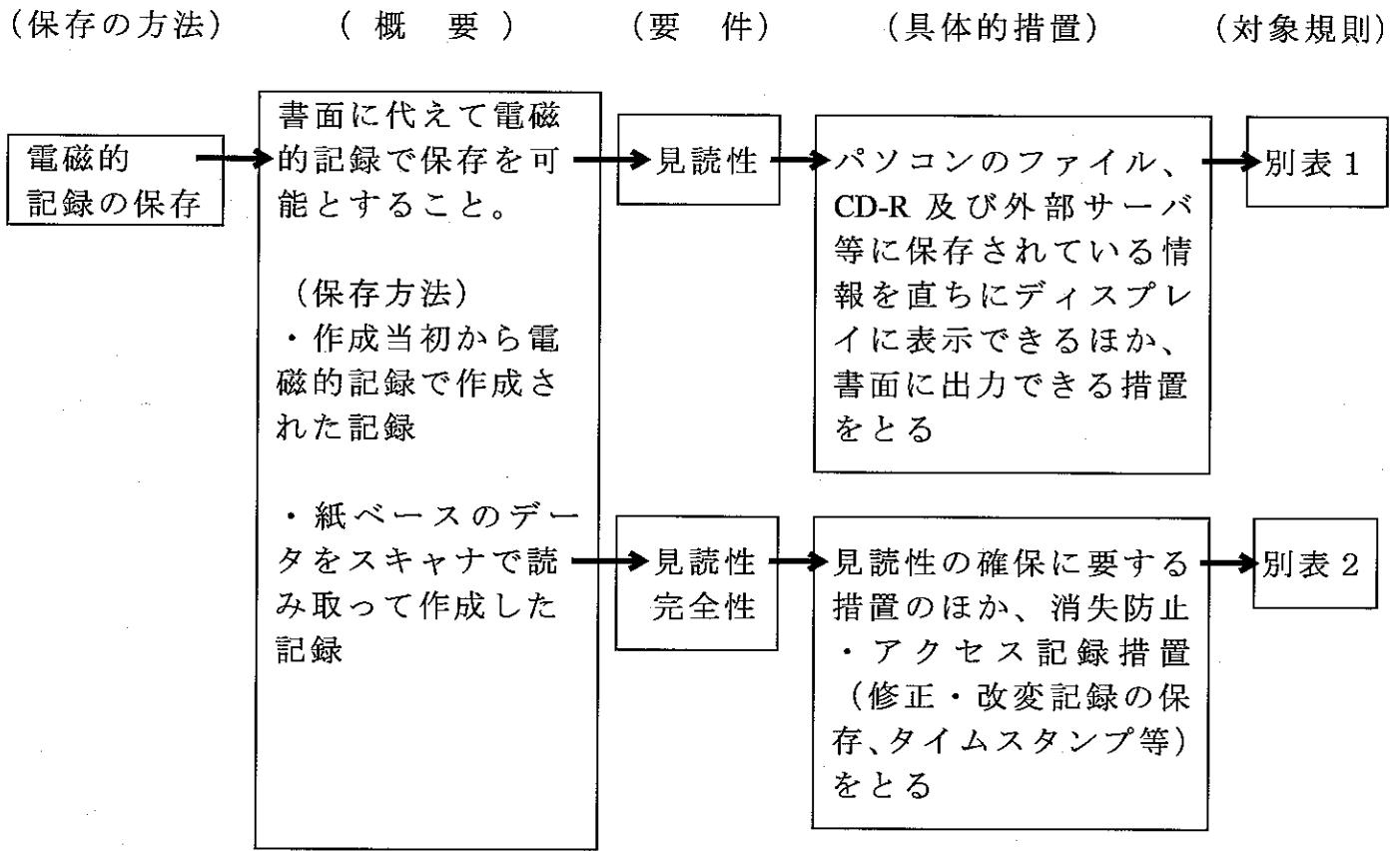
当教育委員会規則により民間事業者等が電子保存出来るようになる書類一覧

対象規則等	民間事業者等	対象書類
沖縄県教育委員会の所管に属する民法第34条の法人の設立及び監督に関する規則（昭和47年教育委員会規則第21号）	公益法人	<ul style="list-style-type: none">・定款（社団法人）・寄付行為（財団法人）・役員・職員の名簿及び履歴書・処務日誌・機関の議事に関する書類・資産台帳及び負債台帳○収入支出に関する帳簿及び証拠書類
沖縄県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和63年教育委員会規則第1号）	公益信託受託者	<ul style="list-style-type: none">・信託行為関係書類・利害関係人の名簿及び履歴書・業務日誌・運営委員会等の議事に関する書類・資産及び負債に関する帳簿○収入支出に関する帳簿及び証拠書類

※○印の書類は、電子保存に際し、消失防止対策等必要な処置が求められる。

参考

書面の保存に代えて電磁的記録の保存等を行う際の具体的及び技術的方法の内容について



「見読性」 = 作成・保存した文書を表示・印刷でき、内容が確認できる。

「完全性」 = 保存期間中の文書の消失防止、改変の事実の有無及び内容が確認できる。

電子文書条例のポイント

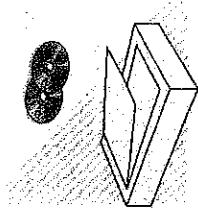
1. 制定の経緯

電子文書法の施行を受け、本県においても同様の措置を講ずる必要がある。
「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)」平成
17年4月1日施行(通称：電子文書法)
※第7条において地方公共団体の努力義務が規定されている。
「地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術
の利用の推進を図るために、この法律の趣旨にのつとり、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を
講ずることその他必要な施策の実施に努めなければならない。」

2. 趣旨

民間事業者等への紙による文書保存義務について、原則として電子保存を容認。
→民間事業者等の文書保存コストを軽減するとともに電磁的記録の活用による利便性の向上。

- 書面の電子化によるメリット：
 - ・書面の保存経費の節減
 - ・電磁的保存による書面検索、運搬及び繰り作業などの労力の低減
 - ・紙の使用量削減による環境負荷低減



※ 電子保存とは、当初から電子的に作成された書類を電子的に保存すること及び書面で作成された書類を
スキャナで電子ファイル化し、電子的に保存することの両者を含む。

電子文書条例のポイント

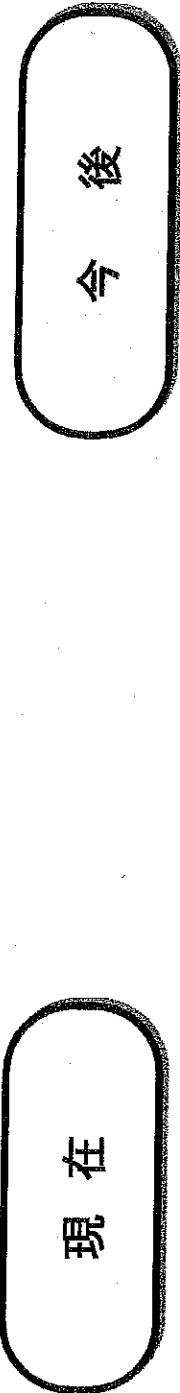
3. 対象範囲

■ 県の条例等に規定されている民間事業者等が行う書面の保存、作成、縦覧等、交付等が対象となる。

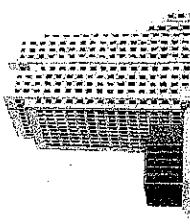
■ 通則条例により措置する条例等の数は、条例7本・規則9本
例：中央卸売市場条例（売買仕切書）、公益法人の設立及び監督に関する規則（定款・寄付行為）等
(通則条例形式の採用により、個別に条例改正せずに電子保存を容認。)
一部の文書について電子保存対象外。

- ①緊急時に即座に確認する必要があるもの：船舶に備える安全手引書など
- ②現物性が極めて高いもの：免許証、許可証など

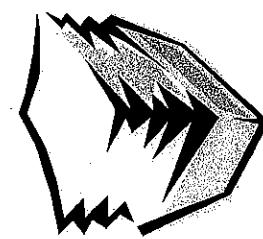
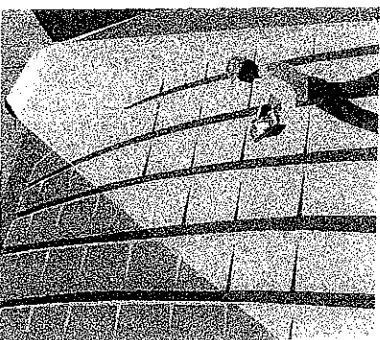
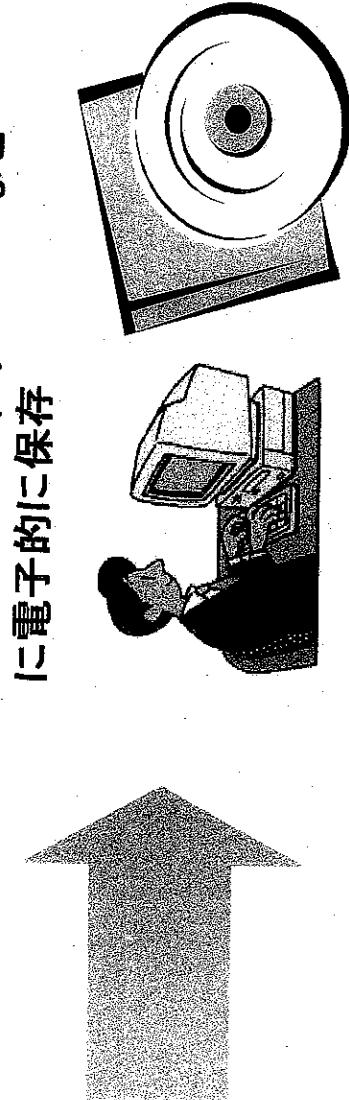
32



紙書類を倉庫や事務所に大量保管



CD-ROM、サーバーなど
に電子的に保存



沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようとするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者（国の機関並びに地方公共団体及びその機関を除く。）をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- (6) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製す

ることをいう。

(7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。

(8) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

(9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号）第2条第7号に掲げる申請等として行うものを除く。

(10) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

（電磁的記録による保存）

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならぬとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならぬとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならぬとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならぬとされているものであつて、規則で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならぬとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならぬとされているものについては、当該条例等の規定にかかわ

らず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもつて当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならぬとされているもの（規則で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならぬとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならぬとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならぬとされているものであつて、規則で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて規則で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならぬとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

(立入り等における取扱い)

第7条 県の機関及びその職員が、他の条例等の規定により、検査、調査等を行うため立入り等を行う場合においては、当該条例等の規定に規定する立入り等に係る帳簿、書類等に、これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録が含まれるものとみなして、当該条例等の規定を適用する。

(規則の制定改廃に伴う経過措置)

第8条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年2月 日提出

沖縄県知事 稲嶺惠一

理 由

条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようとするための共通する事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県規則第 1 号

沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 民間事業者等が、知事の所管する条例等に規定する保存等を、電磁的記録により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年沖縄県条例第 1 号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める保存)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定により、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取装置を含む。）により読み取ってできる電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 民間事業者等が、前項の規定により、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式での使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。
- 3 民間事業者等が、第1項の規定により、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 電磁的記録に記録された事項について滅失又はき損を防止するための措置
- (2) 電磁的記録に記録された事項について改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができるための措置

(条例第4条第1項の規則で定める作成)

第5条 条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定により、別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

(作成における氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第4条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名をいう。）とする。

(条例第5条第1項の規則で定める縦覧等)

第8条 条例第5条第1項の規則で定める縦覧等は、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第9条 民間事業者等が、条例第5条第1項の規定により、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に

掲げる規定による書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

(条例第6条第1項の規則で定める交付等)

第10条 条例第6条第1項の規則で定める交付等は、別表第5の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第11条 民間事業者等が、条例第6条第1項の規定により、別表第5の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（条例第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに交付等に係る事項を記録したものを作成する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的記録による交付等の承諾)

第12条 民間事業者等が、条例第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 前条第1項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、条例第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存

条 例 等	規 定
沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和47年沖縄県条例第19号）	第10条第1項
沖縄県種畜検査条例（昭和47年沖縄県条例第110号）	第10条第2項
沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）	第40条
沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号）	第12条
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和47年沖縄県規則第7号）	第14条（第2号及び第8号を除く。）
社会福祉法施行細則（昭和47年沖縄県規則第18号）	第5条第3項
沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）	第108条第1項
身体障害者福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第11号）	第19条
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成7年沖縄県規則第78号）	第14条（第3号及び第4号を除く。）

別表第2（第3条、第4条関係）

条例第3条第1項の規定により定める保存のうち第4条第3項各号に掲げる措置が必要なもの

条例等	規定
知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	第14条第8号
社会福祉法施行細則	第5条第2項
沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（昭和47年沖縄県規則第118号）	第14条第2項
沖縄県中小企業高度化資金貸付規則（昭和50年沖縄県規則第11号）	第21条
知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則	第14条第4号

別表第3（第5条、第6条関係）

条例第4条第1項の規定により定める作成

条例等	規定
沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例	第10条第2項
沖縄県種畜検査条例	第10条第2項
沖縄県屋外広告物条例	第40条
沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）	第63条第2項
沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第12条
沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）	第5条、第13条、第20条第2項 及び第36条
沖縄県中央卸売市場条例施行規則	第70条第1項
身体障害者福祉法施行細則	第19条

別表第4（第8条、第9条関係）

条例第5条第1項の規定により定める縦覧等

条例等	規定
沖縄県環境影響評価条例	第7条、第15条、第24条及び第38条
沖縄県中央卸売市場条例施行規則	第18条

別表第5（第10条関係）

条例第6条第1項の規定により定める交付等

条例等	規定
沖縄県中央卸売市場条例	第63条第1項
社会福祉法施行細則	第5条第3項

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）

（目的）

第1条 この法律は、法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて国民の利便性の向上を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体及びその機関
 - ハ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第2条第2号ニからチまでに掲げるもの
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (3) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。ただし、訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条において「裁判手続等」という。）において行うものを除く。
- (6) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。
- (7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。
- (8) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。
- (9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第6号に掲げる申請等として行うものを除く。
- (10) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

(電磁的記録による保存)

- 第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならぬとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

- 第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならぬとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならぬとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。
- 3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならぬとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつて当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

- 第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。
- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならぬとした縦覧等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

- 第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならぬとされているものであつて、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければ

ならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する法令の規定を適用する。

(条例等に基づく書面の保存等に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第7条 地方公共団体は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、条例又は規則に基づく書面の保存等について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、条例又は規則に基づいて民間事業者その他の者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(政令又は主務省令の制定改廃に伴う経過措置)

第8条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(主務省令)

第9条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

附 則

この法律は、平成17年4月1日から施行する。